

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

### 1 市における組織・体制の整備

(根拠・参照法令：国民保護法第6条、第41条、第70条、第80条、第81条、第82条、第113条、第115条、第123条、第159条、第160条、第175条)

#### (1) 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。なお、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとする。

#### 【市の各部課等における主な平素の業務】

部課名	平素の業務
総務部 選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・市国民保護計画の見直しに関する事</li><li>・市国民保護対策本部に関する事</li><li>・職員の動員に関する事</li><li>・備蓄物資に関する事</li><li>・非常通信体制の整備に関する事</li><li>・被災情報の収集体制の整備に関する事</li><li>・国民保護に係る研修及び訓練に関する事</li><li>・特殊標章の交付体制に関する事</li><li>・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事</li><li>・広報に関する事</li><li>・秘書に関する事</li><li>・消防団活動に関する事</li><li>・その他、総務部内に関する武力攻撃対応体制の整備に関する事</li><li>・その他、各部に属しない武力攻撃対応体制の整備に関する事</li></ul>

部課名	平素の業務
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃時に係る会計事務に関する事</li> <li>・ 公共交通機関の連絡調整に関する事</li> <li>・ その他、企画財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会等との連絡調整等に関する事</li> <li>・ 防犯対策に関する事</li> <li>・ 市民からの相談に関する事</li> <li>・ り災証明の発行に関する事</li> <li>・ 死者、行方不明者の数の把握に関する事</li> <li>・ 死体の埋火葬申請に関する事</li> <li>・ 交通安全対策にかかわる連絡調整に関する事</li> <li>・ その他、市民部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
環境経済部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関する事</li> <li>・ し尿の処理に関する事</li> <li>・ がれきの処理に関する事</li> <li>・ 危険物質の保安対策に関する事</li> <li>・ 物資運送体制の整備に関する事</li> <li>・ 農林水産業施設等の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>・ その他、環境経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者の安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・ 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給に関する事</li> <li>・ 救援物資に関する事</li> <li>・ 応急保育に関する事</li> <li>・ ボランティアの受入れ体制の整備に関する事</li> <li>・ その他、健康福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、橋梁に関する事</li> <li>・ 公園施設に関する事</li> <li>・ 下水道施設に関する事</li> <li>・ 建築物の安全調査に関する事</li> <li>・ がれきの処理への協力に関する事</li> </ul>

部課名	平素の業務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、都市建設部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること</li> <li>・その他、水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設に関すること</li> <li>・児童・生徒等の安全、避難等に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・学用品の確保、調達に関すること</li> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・その他、教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
議会事務局 監査委員事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部の応援に関すること</li> <li>・市議会との連絡その他渉外に関すること</li> </ul>
各部課の共通業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部課内の連絡調整に関すること</li> <li>・所管施設の復旧及び所管業務の遂行に関すること</li> <li>・所管業務に関連した国民保護の準備に関すること</li> </ul>

※各部課等間の調整は、国民保護担当課（防災課）が行う。

※市対策本部における各課の業務については、「第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等」を参照。

## (2) 市職員の参集基準等

### ① 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

### ② 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）及び市当直との連携を図りつつ、速やかに市長及び防災担当に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

③ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課（防災担当課）職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当（防災担当）職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携行し、電話・印西市緊急情報発信システム（防災メール）等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当（防災担当）職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のように順位を定める。

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位	第 5 順位
市対策 本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長	企画財政 部長	市民部長

#### ⑥ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

### (3) 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### ① 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容		担当部課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関するこ と。 (法第81条第2項)	生活必需品・ 避難施設関連	環境経済部 経済政策課
		医療救護関係	健康福祉部 健康増進課
	特定物資の保管命令に関す ること。 (法第81条第3項)	生活必需品・ 避難施設関連	環境経済部 経済政策課
		医療救護関係	健康福祉部 健康増進課
	土地等の使用に関するこ と。 (法第82条)	避難施設関係	市民部 市民課
		医療救護関係	健康福祉部 健康増進課
応急公用負担に関するこ と。 (法第113条第1・5項)		企画財政部 財政課	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第 1・3項、80条第1項、115条第1項、123 条第1項)		総務部 総務課
不服申立てに関するこ と。(法第6条、175条)			総務部 総務課
訴訟に関するこ と。(法第6条、175条)			総務部 総務課

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

(4) 市の組織の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防組合との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに市

長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

#### (5) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

##### ●消防団員の参集基準

- 消防団員は、事態等発生を知ったときは自主的に指定された場所に参集する。
- 消防団員は、招集の伝達を受けたときは速やかに指定された場所に参集する。
- 事態等発生時に市内にいない団員、負傷又は疾病療養中の団員、家族の看病又は介護中で招集により著しく支障を来す団員は、招集の対象としない。



## 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第3条、第4条)

### (1) 基本的考え方

#### ① 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### ② 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### ③ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設ける等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用する等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### (2) 県との連携

#### ① 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### ② 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### ③ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### ④ 印西警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるように、印西警察署と必要な連携を図る。

### (3) 近接市町との連携

#### ① 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互の連携を図る。

※近接市町の連絡先は資料編に記載。

#### ② 消防機関との連携体制の整備

市は、消防組合に対し、消防本部・消防署及び消防団（以下「消防機関」という。）の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により消防応援協定等の見直しを行うことにより、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### (4) 指定公共機関等との連携

#### ① 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### ② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市内医療機関等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、市内の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### ③ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

#### ●協定例

- 医療救護活動に関する協定
- 歯科医療活動に関する協定
- 医薬品等の供給に関する協定
- 市防災行政無線の利用に関する協定
- 応急生活物資等供給の協力に関する協定
- 防疫及び倒木撤去活動の応急活動協力に関する協定
- 電気設備の応急出動協力に関する協定
- 技術者派遣に関する協定 など

### (5) ボランティア団体等に対する支援

#### ① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### ② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第156条)

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、地震、風水害等の自然災害及び大規模事故災害時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会(※)との連携に十分配慮する。

※注 非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

#### (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの複数化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

## 4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第 8 条、第 47 条、第 94 条、第 95 条、第 126 条、第 127 条)

### (1) 基本的考え方

#### ① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を、国民保護担当課（防災担当課）を中心に整備する。

#### ② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意するものとする。

#### ③ 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めるものとする。

### (2) 警報等の伝達に必要な準備

#### ① 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

#### ② 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要と

なる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、同報系防災行政無線等の的確な整備・運用を図る。

③ 印西警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、連携を密にし印西警察署との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、担当部署・担当者、電話番号等を把握・整理する。

⑥ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、国民保護法の啓発や先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報の種類、収集及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

② 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関との連携を図る。



#### (4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### ① 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び印西市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

##### ② 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第42条)

### (1) 研修

#### ① 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### ② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング、e-カレッジ等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### ③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、消防及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### (2) 訓練

#### ① 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけ

るシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防組合、印西警察署、自衛隊等との連携を図る。

## ② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
- エ トリアージ訓練及び応急処置訓練
- オ 通信訓練
- カ 消防訓練
- キ 交通規制訓練

## ③ 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、町内会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、印西警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えについて、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基礎的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網・鉄道網
- 輸送力
- 避難施設
- 備蓄物資
- 医療機関
- 関係機関（県、近接市町、民間事業者等）の連絡先一覧

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、県内外の近接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者、乳幼児等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難について、対策を講じる。

その際、避難誘導時において、「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

●平素、住民に期待する取組み

- 地域内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設を把握し、経路を確認
- 食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3割）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品を準備
- 家庭で対応措置を話し合い、家庭内での役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ定めておくこと
- 高齢者、障がい者、乳幼児等がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ定めておくこと

●平素、自主防災組織等に期待する取組み

- 地域内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設、経路を周知
- 情報の収集、伝達の方法と系統の確立
- 役割分担等の決定
- 国民保護の意識啓発活動の実施
- 地域内の高齢者、障がい者、乳幼児等の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくことなど（その際、個人情報への取扱いには十分注意すること）

●平素、事業所等に期待する取組み

- 事業所内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設を把握し、経路を確認
- 情報の収集、伝達の方法と系統の確立
- 従業員の食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3割）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品を準備
- 従業員で対応措置を話し合い、事業所内での役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難誘導方法などをあらかじめ計画、周知しておくこと
- 高齢者、障がい者、乳幼児等がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ定めておくこと

## 2 避難実施要領のパターンの作成

(根拠・参照法令：国民保護法第 61 条)

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、印西警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】

### 弾道ミサイル攻撃の場合

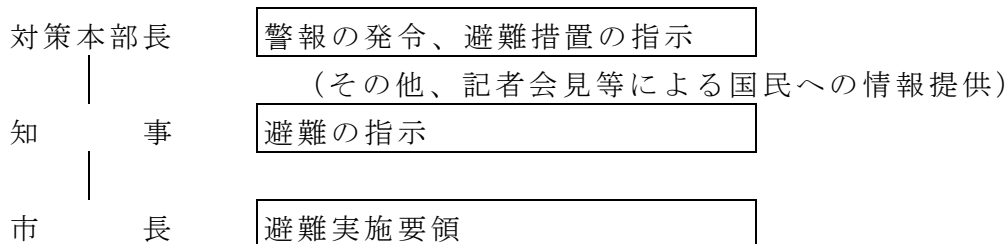
(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

(2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

① 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。



このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市区町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員等から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取

るとともに、警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(根拠・参照法令：国民保護法第 71 条、第 79 条)

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

(根拠・参照法令：国民保護法第 148 条)

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 第3章 生活関連等施設の把握等

#### 1 生活関連等施設の把握等

(根拠・参照法令：国民保護法第102条)

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## 2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、消防組合、印西警察署等との連携を図る。

### ●安全確保の留意点例：水道関連施設

- 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること
- 水源の監視を強化すること
- 水道施設の防護対策を確認すること
- バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること
- 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること
- 備品、薬品等の管理を徹底すること
- 施設関係図面等の管理を徹底すること
- 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること
- 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること
- 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること
- 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること

(参考：「生活関連等施設の安全確認の留意点（平成17年8月）」より)

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

(根拠・参照法令：国民保護法第142条、第146条)

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市区町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### (4) 備蓄の普及啓発

市は、市内の事業所、住民などに対し、事業所での食品等の備蓄、

各家庭における3日間の備蓄などを普及啓発する。

**(5) 備蓄に係る留意事項**

食品の備蓄に際しては、食生活の多様化や高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮するとともに、アレルギー対応などきめ細やかな対応に努める。

## **2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

(根拠・参照法令：国民保護法第142条)

**(1) 施設及び設備の整備及び点検**

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

**(2) ライフライン施設の機能の確保**

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、機能の確保に努める。

**(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する資料等について、既存のデータ等を活用し、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 災害時要援護者等の支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児等といったいわゆる災害時要援護者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難なため、災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

### 1 災害時要援護者に関する配慮

(根拠・参照法令：国民保護法第142条、第146条)

市は、災害時要援護者について、次のとおり配慮するものとする。

- (1) 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 災害時要援護者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 災害時要援護者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入れ要請の実施

### 2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとしている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとしている。

### 3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。



#### **4 外国人に対しての配慮**

市は、県と連携し、語学ボランティアの協力を得て、外国人に対し武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

## 第6章 国民保護に関する理解の促進と啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する理解の促進や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する理解の促進

(根拠・参照法令：国民保護法第43条)

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、大きめの文字や音声、点字、外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### ●住民への普及啓発の種類・内容

- 国民保護法の普及啓発
- 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- 市、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- 避難施設の周知
- 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- 警報、緊急通報等の普及啓発
- 国民保護措置における強制措置及び任意の協力に限られる事項
- 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置  
など

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(根拠・参照法令：国民保護法第98条)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。